

利用上の注意

1 平成 19 年商業統計調査のしくみ

(1) 調査の目的

この調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 根拠法規

この調査は、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第 23 号）であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施されています。

(3) 調査期日

調査期日は、平成 19 年 6 月 1 日現在で実施しました。

なお、この調査は昭和 27 年以来 2 年ごとに実施してきましたが、昭和 51 年調査後は 3 年ごと、平成 9 年以降の調査から 5 年ごとに実施し、その中間年（調査の 2 年後）に簡易な調査を実施しています。年次別の調査期日は次のとおりです。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日		昭和 45 年	6 月 1 日		平成元年	10 月 1 日	
" 29 年	9 月 1 日		" 47 年	5 月 1 日		" 3 年	7 月 1 日	
" 31 年	7 月 1 日		" 49 年	5 月 1 日		" 4 年	10 月 1 日	
" 33 年	7 月 1 日		" 51 年	5 月 1 日		" 6 年	7 月 1 日	
" 35 年	6 月 1 日		" 54 年	6 月 1 日		" 9 年	6 月 1 日	
" 37 年	7 月 1 日		" 57 年	6 月 1 日		* " 11 年	7 月 1 日	
" 39 年	7 月 1 日		" 60 年	5 月 1 日		" 14 年	6 月 1 日	
" 41 年	7 月 1 日		" 61 年	10 月 1 日		* " 16 年	6 月 1 日	
" 43 年	7 月 1 日		" 63 年	6 月 1 日		" 19 年	6 月 1 日	

注：表中の は、次の調査種別を表します。

卸売・小売業、飲食店 卸売・小売業 一般飲食店

表中の * は簡易調査を表します。

(4) 調査の方法

調査方法は以下の 、 によります。

申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式

商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式

(5) 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類「大分類」 - 卸売・小売業」に属する事業所です。

調査は、公営、民営の事業所を対象としています。例えば、会社、官公庁、学校、工場など

の構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とします。

また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所についても調査の対象とします。

ただし、上記以外の劇場内、運動競技内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、原則、調査の対象としません。

なお、調査期日に休業中、清算中、季節営業、開店準備中で販売活動を行っていない場合でも、専従者がいる事業所は調査の対象とします。

2 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として商品を購入して販売する事業所（同一企業内の本支店間又は支店相互間で帳簿上商品の振替を行った場合も含みます。）であって、一般に卸売業、小売業といわれるものをいいます。なお、販売業務に付随して行う軽度の加工、取付及び修理も含まれます。

(2) 卸売業

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業又は他の卸売業に商品を販売するもの。

建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売するもの。

主として業務用に使用される商品（事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建築材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）など）を販売するもの。

製造業の会社が別の場所に経営している自己製品の卸売事業所（主として統括的・管理的事務を行っている事業所を除く）。例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売業となります。

商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とします。）

他の事業所のための商品売買の代理行為又は仲介人として商品の売買のあっせんをするもの。

(3) 小売業

小売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費のために商品を販売するもの。

商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所。同種製品の修理料が商品販売額より多い場合でも修理業とせず、小売業とします。ただし、修理のみを専門とする事業は修理

業（サービス業）となります。

産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で家庭用消費者に販売する事業所）
（例：菓子屋、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等）

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所。

別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で当該事業所以外のものによって経営される事業所）

(4) 従業者及び就業者

平成 19 年 6 月 1 日現在で、主としてその事業所の業務に従事している従業者、就業者をいいます。従業者とは「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいいます。

「個人業主及び無給家族従業者」とは、「個人業主」は個人経営の事業所の主人でその事業所の実際の業務に従事している者、「無給家族従業者」は個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤，非常勤を問わない）で給与を受けている人をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている人で次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇用されている者。

イ 1 ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

ウ 上記以外の雇用者のうち、平成 19 年の 4 月、5 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用されていた者。

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている人をいいます。

「出向・派遣受入者」とは、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人を又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している人をいいます。

「パート・アルバイト等の 8 時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等従業者について平均的な 1 日当たりの労働時間である 8 時間に換算したものをいいます。（換算値の端数は切り上げ）

(5) 年間商品販売額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの 1 年間の「商品販売額(消費税を含む)」をいいます。

(6) その他の収入額

平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの事業所における商品販売額以外の事業による収入額(消費税を含む)をいいます。

(7) 売場面積(小売業のみ)

平成 19 年 6 月 1 日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいいます。ただし、牛乳小売業、自動車小売業、畳小売業、建具小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業は除きます。

(8) チェーン組織(小売業のみ)区分

フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所(フランチャイジー)が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。

ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。

(9) 電子商取引

コンピュータを介したネットワークを通して行う商取引であり、卸売企業、小売企業において、他企業もしくは消費者との間での電子商取引の有無、さらに年間商品販売額・年間商品仕入額に占める電子商取引の割合を調査しています。

3 その他

(1) この結果表は、北九州市独自で集計したもので、福岡県及び経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

(2) 「1 事業所当たりの売場面積」および「売場面積 1 m²当たり年間商品販売額」は売場面積を持つ事業所についてのみ算出しています。

「1 事業所当たりの従業者数」および「従業者 1 人当たりの年間商品販売額」の従業者数は、「パート・アルバイト等」の従業者について 8 時間換算したものをを用いて算出しています。

(3) 統計表中の記号は次のとおりです。

「 - 」 該当数値がないもの又は、調査していないものです。

「 X 」 その数字に該当する商店数が 1 又は 2 であるため、個々の申告者の秘密保護の観点から数字を秘匿したことを示したものです。なお、この秘匿によっても数値 X

が算出される恐れがあるものについては、事業所数が3以上でも「X」で秘匿した箇所があります。

「 」 減少したものです。

「0」及び「0.0」 単位未満のものです。

(4) 解説の統計表のなかには、四捨五入のため合計と内訳が一致しないものがあります。

(5) 町丁字別集計に用いた町丁字名は、平成19年6月1日現在の公称町名を使用しています。